

公益財団法人 宮崎市体育協会 賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎市体育協会定款第51条第2項の規定に基づき、公益財団法人宮崎市体育協会（以下「協会」という。）の賛助会員について、必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、協会の目的及び事業に賛同する法人、団体及び個人で、会長の承認を得たものとする。

(入会手続き)

第3条 賛助会員になろうとする者は、入会申込書(様式第1号)により入会の申込みをし、承認を得たときは、次条に規定する会費を納入しなければならぬ。

(会費)

第4条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。この場合において、年額とは入会した月から起算して1年間の会費をいう。

(1) 法人及び団体会員 1口 年額10,000円

(2) 個人会員 1口 年額5,000円

(3) 単位スポーツ少年団 1口5,000円

2 前項の規定する口数は、これを制限しないものとする。

3 会員が既に納入した会費は、これを返還しないものとする。

(会員の特典)

第5条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

(1) 協会が刊行する情報誌等の配布を無料で受けること

(2) 協会情報誌、ホームページ、協会作成資料等に法人名、団体名及び個人名を掲載すること(ただし、掲載についての承諾のあった場合に限る。)

(3) 協会が主催し、又は共催する行事等の情報提供を受けること

(会費の使途)

第6条 第4条に規定する会費は、毎事業年度における当該年度の事業に使用する。

(除名)

第7条 協会は、賛助会員が違法行為などを行うなど、賛助会員としてふさわしくないと認めるときは、理事会の決議により当該賛助会員を除名することができる。

2 協会は、前項に規定する賛助会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第8条 賛助会員は、退会通知を協会に提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、会費が3年以上納入されない場合は、退会したものと見なす。

2 前項の規定により、賛助会員が退会する場合において、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(廃案)

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。